平成２５年（フ）第３９１号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目２番４号　県営住宅406号、前住所大阪府大阪市東住吉区湯里２丁目14番６号
破産者　赤羽峰仁雄
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８２３号
名古屋市東区泉１丁目23番37号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区那古野１丁目18番23号
破産者　株式会社リセリング
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７６３号
大阪府豊中市柴原町２―14―５―103号、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区味原町10番３号サニーハイツ味原102号
破産者　株式会社グランドハウジング
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７５号
東京都八王子市宮下町1058番地２
破産者　京久保久子
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２号
東京都多摩市愛宕４丁目１番地２―310
破産者　前田　しま
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８７号
岐阜県関市向陽台３番３号
破産者　前川由紀子
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３５号
静岡県浜松市中区住吉２丁目７番215号　住吉カトレア、旧住所静岡県菊川市加茂107番地の１
破産者　杉山加津子
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１７３６号
札幌市北区屯田５条10丁目１番30号
破産者　瀧田ひとみ
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５０１号
札幌市手稲区明日風５丁目４番18号
破産者　玉手　優子（旧姓大友）
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０９号
札幌市東区東苗穂２条１丁目３番５―101号
破産者　佐々木　功
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８２号
福岡市城南区七隈７丁目16番12―205号
破産者　山尾　博志
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７０号
秋田県南秋田郡五城目町東磯ノ目１丁目３番地11ラポール101、前住所秋田県南秋田郡五城目町東磯ノ目１丁目３番地11　ラポール102
破産者　荒川　　真
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１２号
横浜市港北区新羽町2365番地
破産者　新井　紀子
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５１号
金沢市上荒屋５丁目391番地　ベルパーク201号、従前の住所福井県福井市春日２丁目８番19号
破産者　後藤　千春
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２９９号
広島県東広島市西条町寺家2556番地　フレグランス中村Ｅ棟212号
破産者　森下　良三
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５号
愛媛県今治市八町東３丁目３番40号
破産者　藤岡　保壽
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４８７３号
兵庫県伊丹市稲野町１丁目48番地
破産者　桑本　妙子
1　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
2　一般調査期日　平成26年９月11日午後３時
平成26年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４３号
名古屋市天白区大坪２丁目907番地
破産者　株式会社ライフホームズ
1　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月30日午後１時20分
平成26年７月４日
名古屋地方裁判所民事第２部